

鹿児島工業高等専門学校における規則等の制定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則等の区分並びに制定及び改廃の手續等について定めるものとする。

(区分)

第2条 本校における規則等の区分は、学則、規則、規程、細則、要項、要領、内規とする。

(学則)

第3条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について、運営会議の議を経て校長が定める。

(規則)

第4条 規則は、本校の管理運営に関する重要事項について、運営会議の議を経て校長が定める。

(規程)

第5条 規程は、法令又は学則若しくは規則等に基づく事項について、運営会議の議を経て校長が定める。

(細則)

第6条 細則は、学則、規則若しくは規程を実施するため又は所掌事務を遂行するために必要な細目等について校長が定める。

(要項及び要領)

第7条 要項及び要領は、学則、規則及び規程を実施するにあたり、その取扱方法、手續等について、校長が定める。

(内規)

第8条 内規は、実務的な取扱について、校長もしくはその委任を受けた者が定める。

(雑則)

第9条 第3条から第5条までに定める規則等を制定改廃する必要があるときは、次に掲げる書類を総務課長に提出し、協議を経たうえで、運営会議に諮るものとする。

- (1) 制定又は全部改正する場合は、制定又は改正理由及び規則等案
 - (2) 一部改正する場合は、改正理由及び新旧対照表案
 - (3) 廃止する場合は、廃止理由及び廃止する学内規則等案
- 2 前項の規定にかかわらず、規則等を改正する場合で、次の各号の一に該当すると校長が認めたときは、運営会議への付議を省略することができるものとする。
- (1) 法令等の改正による委任、引用又は準用する法令等の題名、条名、項番号若しくは号名の変更に関するもの
 - (2) 組織の改組等による組織の名称、職名その他字句の整備に関するもの
 - (3) その他改正内容が形式的で軽微なもの
- 3 規則等の制定に当たっては、必要に応じて関係の委員会において協議を行うものとする。

(周知)

第10条 規則等を制定したときは、適切な方法により周知するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年5月21日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に定められた規則等は、この規則に基づく手続により定められたものとみなす。

附 則

この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年12月12日から施行する。